安 全 報 告 書

（2019年）

別府ロープウェイ株式会社

1. ごあいさつ

日頃は、別府ロープウェイをご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、昭和37年に開業して以来、56年以上にわたって無事故運転を継続いたしております。その間、数多くのお客様にご利用いただき、「やすらぎと感動」をご提供することができました。これはひとえに、お客様、地元の皆様、また各方面の関係者の皆様の暖かいご支援、ご協力のおかげと心から感謝申し上げます。
令和の時代になりましたが、国内では、人口減少、少子高齢化が進行するとともに、情報技術のめまぐるしい進歩やグローバル化により、ライフスタイルや価値観、レジャーの多様化も進んでいます。一方で、地震、台風、大雨等の自然災害リスクは、年々増大しています。当社も、これらの様々な環境の変化に対応していくとともに、これまでどおり、全てのお客様が、安全に安心してご利用いただけるように安全最優先の原則を堅持し、さらなる安全性向上に取り組んでまいります。
本報告書は、鉄道事業法第38条において準用する同法第19条の4に基づきまして、お客様に安心してご利用いただくための取り組みや実態を皆様に広く紹介するために作成し、公表するものでございます。今後の安全輸送の維持とより一層の充実を図るためにも、皆様からの率直なご意見、ご感想をお聞かせいただければ幸いです。

令和元年9月

別府ロープウェイ株式会社
代表取締役社長　榎本　方士

2. 索道輸送の安全を確保するための基本方針等

当社は、索道事業を営む上で「安全の確保」を第一の使命とし、輸送の安全性を確保するため、次の基本方針および安全行動規範を定め、社長以下、索道事業に携わる社員全員に周知徹底しています。

・『輸送の安全確保を行うための基本方針』
(1) お客様の安全確保を第一に考える。
(2) 安全確保のために日頃から危険要素の排除に努める。
(3) 常に安全意識を高く持つ。
(4) 事故・災害等が発生したときは、お客様の救護を最優先に考える。
(5) 安全に関する教育、訓練、研修等を適時実施する。

・『索道事業に関する安全行動規範』
(1) 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
(2) 安全管理規程、索道運転取扱細則および索道整備細則を遵守する。
(3) 職務は厳正、忠実に遂行する。
(4) 職務の遂行にあたっては推測に頼らず確認の励行に努める。
(5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動する。
(6) 相互の連絡を密に行い、情報は迅速かつ正確に伝える。

3. 安全目標

社長以下、索道事業に携わる社員全員が、安全最優先の意識をもって次の目標に取り組んでいます。

（平成31年度／令和元年度）
・ 運転事故、インシデントを発生させない。
・ 人身傷害事故を発生させない。

4. 安全重点施策

（平成31年度／令和元年度）

（1）事故・故障事例、事故の芽情報を活用した事故防止対策の推進

国土交通省からの保安情報などの事故・故障事例を当社にあてはめ検討するとともに、ヒヤリハットや気づきといった事故の芽情報を共有し、その対策・措置を講じて事故防止を図ります。また引続き事故の芽情報を提出しやすい環境づくりに取り組み、より一層の定着を図ります。

（2）安全教育・訓練の推進

日常業務および異例時対応ともに、新規採用した社員をはじめ社員全員の安全意識および技能の向上に資するように年間を通じて計画的に安全教育・訓練を実施します。

（3）設備等の計画的な更新・修繕および確実な保守の実施

索道施設および搬器など当社設備等について、規程類を遵守して日常点検・整備・記録を確実に実施するとともに、必要な更新・修繕工事を計画的に実施します。

5. 索道事故等の発生状況とその再発防止措置（平成30年度：平成30年4月～同31年3月）

（1）索道運転事故

運転事故、インシデントの発生はありません。

（2）災害（地震、暴風雨等）

強風、雷のため索道の運転を一時見合わせることがありました。

※平成30年10月に九州運輸局より連続17期無事故表彰を受けました。

6. 索道輸送の安全の確保のための取り組み（平成30年度：平成30年4月～同31年3月）

（1）朝礼

毎朝、索道の営業を始める前に当日の担当者全員が集まり、気象条件、その他注意すべき事項等を周知確認しています。

（2）検査

①始業前検査

索道営業を開始する前に索道の試運転を行い、運転装置、無線電話装置、支索等の索条、鉄塔、搬器等について支障がないことを確認しています。

②定期検査

a. 関係法令および「索道整備細則」に基づき、「1月検査」、「3月検査」、「12月検査」を実施しています。

b. 電気工作物および無線電話装置の年次点検を実施しています。

（3）緊急時対応訓練

①搬器乗客救助訓練

搬器乗客救助マニュアルに基づいて索道業務に携わる社員の救助訓練を実施しました。
4月22日、5月31日、9月13日、9月18日、10月20日、11月4日、11月10日、11月24日、
12月8日、2月21日、3月6日は通常訓練（地上高さ7m）
9月13日、9月29日はホーム停車位置で乗務員による訓練

②総合防災訓練

総合防災訓練を別府市消防本部等と共同で実施し、地上35mにある搬器からの
乗客救助訓練等を実施しました。　12月13日　地上約35M

救助装置取付作業

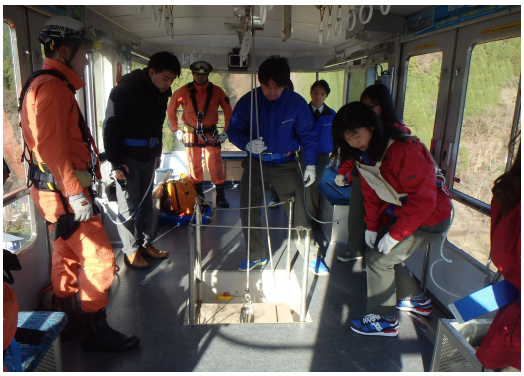

消防レスキュー隊準備作業

地上班乗客救助準備作業

乗客救助作業

急病人搬送訓練

消火訓練

放水訓練

③予備原動機操作訓練

予備原動機操作マニュアルに基づいて予備原動機の始動、動力伝達装置の切替、運転操作等の訓練を実施しました。

9月6日、10月14日、1月10日、1月31日、2月9日、3月8日

④予備発電機操作訓練

停電時における予備発電機（照明等確保用）の操作手順の習得訓練を行いました。

1月31日、2月9日

⑤事故の芽情報は本年度、合計で99件ありました。代表的な改善例を以下に記載いたします。

(a)搬器窓に取り付けてある網戸が取り外されていることがあるのでパッチン錠を取り付けました。

更新前

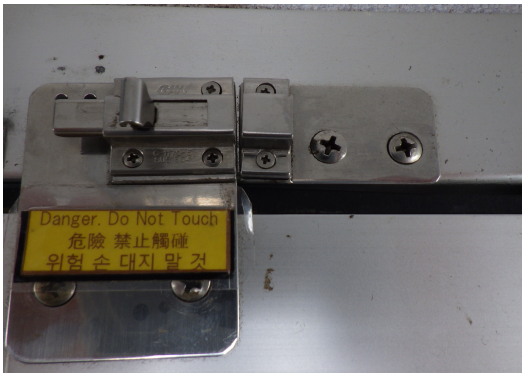

更新後

(b)高原駅から高原ホームに上がる階段ステップの一部が老朽化していてお客様が躓く恐れがあったため3月専門業者により階段ステップ全体を補修しました。

更新前

更新後

(4)設備投資等(平成30年度:平成30年4月～同31年3月)

安全性の維持向上およびサービス改善のため、本年度は次の設備更新および改修工事等を実施しました。

①走行機・懸垂機(2号車)更新工事(7月)

旧　走行機・懸垂機

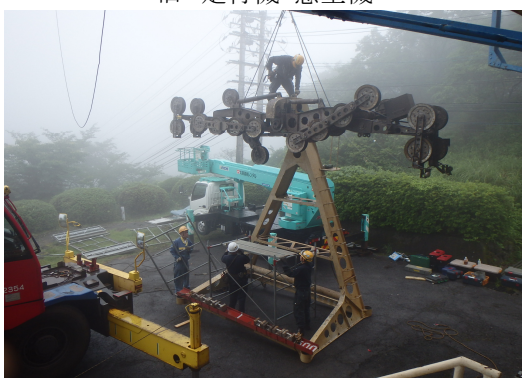

新　走行機・懸垂機

更新前

更新後

②山上ホーム点検台改修工事（7月）

更新前

更新後

③高原駅・高原売店改装工事（7月）
高原駅と高原売店を一体化し、お客様の利便性の向上を図りました。
また、外国からのお客様の増加に対応するため、デジタルディスプレイによる多言語表示案内を行いました。

更新前

更新後

7. 当社の安全管理体制

当社の安全管理体制と各々の役割および権限は次のとおりです。

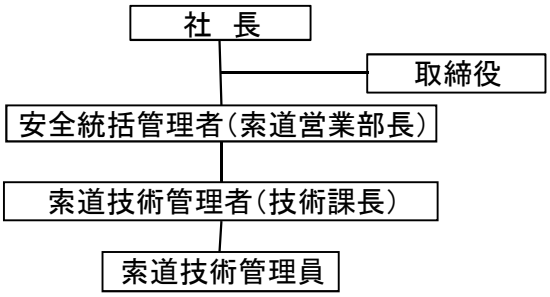

社　　長　　：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者　：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

索道技術管理者　：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行、施設の保守その他の技術上の事項に関する業務を管理する。

索道技術管理員　：索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の業務を補佐する。

8. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

別府ロープウェイ株式会社　総務部
〒874－0000　別府市大字南立石字寒原10番地の7
TEL　0977－22－2277　　FAX　0977－22－0571

以　上